

「脱原発をめざす首長会議」のご案内

様

このご案内は、多くの市民の方々より首長各位へ当会への参加を広く呼びかけたいという声により、作成されました。

当会「脱原発をめざす首長会議」は2012年4月28日に35都道府県の首長70名（元職6名含む）で設立され、現在も会員数は増えております。

詳しくは、設立趣旨など以下の添付をご覧ください、当会への入会をご検討いただけましたら幸いです。

何卒よろしく願い申し上げます。

- ① 設立趣旨、② 規約、③ 会員名簿
- ④ 決議文（2012年5月14日には当会の世話人、事務局長が柳沢 経済産業省副大臣へ申し入れを行いました）
- ⑤ 取り組みのテーマ、⑥ 掲載記事

「脱原発をめざす首長会議」事務局

担当：野平・越智

TEL：03-6851-9791 FAX：03-3363-7562

HP：<http://mayors.npfree.jp/> E-mail：mayors@npfree.jp

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場

3-13-1 ノークビル2F

提出日： 年 月 日

提出者名：_____

連絡先：_____

住所：_____

設立趣旨

あまりにも多くの犠牲を生んでしまった3.11東日本大震災は、全国民のみならず世界中に深い悲しみと同時に恐怖を与えました。特に福島第一原発のメルトダウン事故は、放射能汚染による広範で長期的な健康、環境被害をもたらし、原発の安全神話は完全に崩壊しました。さらに、これまで原発を推進してきた理由である「クリーンなエネルギー」、「経済的なエネルギー」は全く根拠のないものであり、むしろ地域経済を破壊しただけでなく信頼の上に成り立ってきた日本の経済をも揺るがしかねないものであることも分かってきました。

3.11以後頻発する地震により、大震災予測は前倒しの可能性ありと報告もある中、原発立地自治体は言うに及ばず、近隣自治体も一刻も早く原発依存のエネルギー政策について、決断をせざるを得ない事態に至っています。

何より、自治体首長の第一の責任は「住民の生命財産を守る」ことです。

今回の福島第一原発事故で学んだことは、たとえ経済効果が期待されるとしても、リスクの大きい政策は大きな犠牲を払う可能性の覚悟がいるということです。しかし、住民の犠牲の上に経済が優先されていいわけがありません。

そして、子どもの生涯にわたる健康不安をもたらすようなものは、決して取り扱ってはいけないということです。なぜなら、子ども達は私たちの未来であり、全ての子どもは、健やかに生きる権利を持っています。私たち大人は、自治体は、子ども達の生存権を保障する義務があるからです。

現状救済のため、市民が立ち上がり、地方議員もそれぞれネットワークを作りながら活発な活動が始まっています。

自治体の首長も自らの責任として、この事態に黙することなく、原発に依存しない社会「脱原発社会」をめざし、すみやかに再生可能なエネルギーを地域政策として実現することを積極的に進めていかなければなりません。

また、福島原発事故による放射能汚染の問題は、日本全体が負わなければならない問題です。特に、放射能汚染にさらされた子ども達、汚染の中で生き続けなければならない子ども達を支え続けることも日本全体の責任です。

これらの自治体に課せられた重い課題を、効果的かつ実行力ある政策に変えていくため、首長がゆるやかなネットワークを組みながら、力を合わせて自立した地域づくりを進めるために、「脱原発をめざす首長会議」を設立しました。

「脱原発をめざす首長会議」規約

(目的)

第1条 脱原発をめざす首長会議(以下、「当会」という)は住民の生命・財産を守る首長の責務を自覚し、安全な社会を実現するため原子力発電所をなくすことを目的とする。当会は、脱原発社会をめざす基礎自治体の長(元職も含む)で組織する。脱原発社会のために以下の方向性をめざす。

- (1) 新しい原発は作らない。
- (2) できるだけ早期に原発をゼロにするという方向性を持ち、多方面へ働きかける。

(名称)

第2条 当会の名称を、脱原発をめざす首長会議とする。

(取り組みのテーマ)

第3条 当会は、第1条の目的を達成するため、下記のテーマに取り組む。

- (1) 原発の実態を把握する(福島原発事故の実態を把握、原価、核燃料サイクル、最終処分場等)。
- (2) 原発ゼロに至るまでの行程を明確にする。
- (3) 地域での再生可能なエネルギーを推進する具体策を作る。
- (4) 世界との連携を通じて情報を共有する。
- (5) 子どもや食品など家庭生活に直結する問題について積極的に支援を行う。
- (6) 福島の支援を行う。

(事業の内容)

第4条 当会は、第1条の目的を達成し、前条の取り組みのテーマを進めるために次の事業を行う。

- (1) 年2回の意見交換、勉強会事業。
- (2) 会員からの情報収集、情報提供(参考になる先進事例など)。
- (3) 政府、国会議員に、政策提案する。
- (4) 会員を募る。
- (5) その他の事業。

(会員)

第5条 当会の会員は、当会の目的に賛同して入会した基礎自治体の長(元職も含む)とする。

- (1) 会員は第1条の目的を同じくする首長及び元首長。
- (2) 会費は総会で決める。ただし、被災地に限り、特別な事情がある時には会費を免除できる。2015年度から現職の会員は年3万円の会費を納入する。元職の会員は、会費の納入その額についてはいずれも任意とする。
- (3) 勉強会メンバーは勉強会参加費を1万円とする。
- (4) 当会の趣旨に賛同する企業等は賛助会員とする。会費は1口1万円以上とする。

(顧問、アドバイザー)

第6条 会の事業を進めるために顧問、アドバイザーを置く。

顧問は現職の国会議員、都道府県の知事(元職を含む)とする。

(世話人)

第7条 当会に世話人5名を置く。世話人の任期は1年とし、総会にて選出される。
ただし、再任を妨げない。

(事務局長)

第8条 会の実務を行うために事務局長および事務局次長を置く。事務局長、事務局次長の任期は1年とし、総会にて選出される。ただし、再任を妨げない。事務局長のもと、事務局は会議や勉強会の開催や議事録・報告作成、情報収集や情報提供、ニュースレターの発行、会員の募集などの実務を担う。事務局長のもとに有職者・専門家らで構成する戦略会議を置く。

(総会)

第9条 会の方針は総会で決定する。

- (1) 総会は、正会員で構成し、通常総会は毎年1回、事業年度終了後1か月以内に開催する。臨時総会は、世話人会が必要と認めた場合、あるいは正会員の10人以上から開催の請求があった場合、開催する。
- (2) 総会では 年度方針、予算・決算、世話人や事務局長の選出、その他を議題とする。
- (3) 総会の議長は、正会員より選出される。
- (4) 会議の議決は、委任状を含む過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- (5) 会議には議長の判断で傍聴を認める。

(世話人会)

第10条 世話人会は総会の方針のもと、必要に応じて開催する。

- (1) 世話人会は 世話人5名、事務局長1名で構成する。
- (2) 世話人会の議長は、世話人の1人が当たる。
- (3) 会議の議決は、過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- (4) 会議には議長の判断で傍聴を認める。

(事業年度)

第11条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで。

付則

- 1,この会則は、当会の設立の日から施行する。
- 2,当会の最初の事業年度は、設立総会の日から平成25年(2013年)3月31日までとする。

《脱原発をめざす首長会議によるイベント後援規定》

(目的)

第1条 この規定は、脱原発社会を実現に貢献すると認められる行事や事業、催物など(以下「イベント」という)に、脱原発をめざす首長会議(以下「首長会議」という)が「後援」する承認基準など必要な事項を定め、事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 「後援」とは、そのイベントに対し、首長会議が趣旨に賛同し、円滑な実施ができるよう、周知などに便宜を図り、協力することをいう。

(承認の基準)

第3条 「後援」の承認の基準は、イベントを主催する団体等からの申請に基づくもので、脱原発社会の実現に貢献すると認められ、かつ、首長会議会員が登壇もしくは推薦する場合とする。

(警告)

第4条 この規定による承認を得ないで、イベントに名義使用をした団体等については、名義使用等の即時中止を警告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第5条 この規定で定めるもののほか、必要な事項は首長会議事務局長が別に定める。

付則

この規定は2015(平成27)年5月10日から施行する。

《脱原発をめざす首長会議による候補者推薦に関する規定》

(目的)

第1条 この規定は、脱原発社会を実現するため、自治体の首長選挙において、脱原発をめざす首長会議(以下「首長会議」という)が候補者を推薦する場合の基準などを定め、首長会議の規約に定められた目的並びに取り組みのテーマに賛同する自治体首長を増やすことを目的とする。

(推薦の基準)

第2条 「推薦」は、各号に示された条件を満たすものとする。

- (1)当該立候補予定者が、首長会議の規約に定められた目的並びに取り組みのテーマに賛同し、かつ賛同したことを示す文書を首長会議事務局に提出していること。
- (2)首長会議世話人並びに事務局長が推薦することが適当だと認めたもの。

(首長会議による支援)

第3条 首長会議が推薦を決定した立候補予定者もしくは候補者に対しては次の支援の措置を可能な限りとするものとする。

- (1)首長会議でのホームページ、ツイッターなどのSNSを通じて有権者やメディアに広く周知する。
- (2)首長会議と連携・協力関係にある団体・グループに情報を提供する。
- (3)求めに応じて、応援演説などの協力や調整をする。

(委任)

第4条 この規定で定めるもののほか、必要な事項は首長会議事務局長が別に定める。

付則

この規定は2015(平成27)年5月10日から施行する。

会員名簿

北海道	上田文雄 逢坂誠二 工藤篤	元・札幌市長 元・二セコ町長 元・恵山町長			
青森県	鹿内博	元・青森市長			
秋田県	門脇光浩 高橋浩人	仙北市長 大瀧村長			
山形県	阿部誠	三川町長			
宮城県	相澤清一 大関健一 大野好勝 狩野猛夫 鹿野文永 川井貞一 葛岡重利 佐藤仁一 森久一	美里町長 元・栗駒町長 元・南郷町長 元・松山町長 元・鹿島台町長 元・白石市長 元・鶯沢町長 元・岩出山町長 元・山元町長			
	新潟県	笹口孝明	元・巻町長		
	福島県	伊藤寛 井戸川克隆 古張允 根本良一 桜井勝延 佐藤力 馬場有 三保恵一	元・三春町長 元・双葉町長 元・矢祭町長 元・南相馬市長 元・国見町長 浪江町長 二本松市長		
		栃木県	鈴木俊美 高久勝	栃木市長 元・那須町長	
		茨城県	五十嵐立青 今泉文彦 島田穰一 豊田稔 中島栄 市川紀行 先崎千尋 宮嶋光昭 村上達也	つくば市長 石岡市長 小美玉市長 北茨城市長 美浦村長 元・美浦村長 元・瓜連町長 元・かすみがうら市長 元・東海村長	
			長野県	伊藤喜平 岡庭一雄 宮下健彦 曾我逸郎 原久仁男 田中勝巳 吉川貢	元・下條村長 元・阿智村長 中川村長 元・中川村長 木曾町長 元・木曾町長 元・高森町長
				埼玉県	大澤芳夫 頼高英雄 田島公子
東京都				阿部裕行 上原公子 佐藤和雄 保坂展人 松下玲子 邑上守正 矢野裕	多摩市長 元・国立市長 元・小金井市長 世田谷区長 武蔵野市長 元・武蔵野市長 元・狛江市長
	千葉県			秋葉就一 石井俊雄 馬淵昌也 玉川孫一郎 根本崇	元・八千代市長 元・長生村長 一宮町長 元・一宮町長 元・野田市長
	神奈川県		大蔵律子 加藤憲一	元・平塚市長 小田原市長	
	山梨県	倉嶋清次	元・笛吹市長		
	静岡県	石井直樹 小野登志子	元・下田市長 伊豆の国市長		

静岡県	鈴木望 田村典彦 三上元	元・磐田市長 吉田町長 元・湖西市長	
岐阜県	堀孝正	元・瑞穂市長	
愛知県	河村たかし 佐護彰	名古屋市長 元・日進市長	
	早川勝	元・豊橋市長	
滋賀県	平尾道雄 藤澤直広 村西俊雄	米原市長 日野町長 元・愛荘町長	
	京都府	中山泰	元・京丹後市長
三重県	鈴木健一	伊勢市長	
大阪府	長尾淳三	元・東大阪市長	
兵庫県	泉房穂 酒井隆明 中川智子 西村和平 広瀬栄	明石市長 篠山市長 宝塚市長 加西市長 養父市長	
	鳥取県	森田増範	元・大山町長
	島根県	矢田辰夫	元・知夫村長
	広島県	秋葉忠利	元・広島市長
山口県	井原勝介	元・岩国市長	
香川県	梶正治	丸亀市長	
徳島県	笠松和市	元・上勝町長	
高知県	岡本淳 沖本年男 澤山保太郎 高瀬満伸 田中全 吉門拓	元・中村市長 元・宿毛市長 元・東洋町長 元・四万十町長 元・四万十市長 元・佐賀町長	
	福岡県	加治忠一 手嶋秀昭	元・香春町長 川崎町長
	佐賀県	江里口秀次	小城市長
	大分県	首藤勝次	竹田市長
鹿児島県	大久保明 五位塚剛	伊仙町長 曾於市長	
沖縄県	稲嶺進	元・名護市長	

全国35都道府県 100名 (元職62名含む)

2018年4月6日付

顧問

佐藤栄佐久	元福島県知事
嘉田由紀子	元滋賀県知事
阿部知子	衆議院議員
江田憲司	衆議院議員
河野太郎	衆議院議員
志位和夫	衆議院議員
篠原孝	衆議院議員
玉城デニー	衆議院議員
福島瑞穂	参議院議員
山本太郎	参議院議員

上記の国会議員の所属は、自由党、自由民主党、立憲民主党、日本共産党、社会民主党、また無所属である。

大飯原発など原発再稼働について地元自治体、住民の合意形成を求める決議

3月11日の東日本大震災とその後の原発事故を受け、ここ「脱原発をめざす首長会議」に集まった私たちは最終的な原発ゼロの道を歩むことを国に求め、それぞれの自治体での実践を繰り広げようとしている。その集会準備中に福井県の「大飯原発」についての再稼働を野田首相をはじめとする閣僚が了承し、枝野経産大臣が地元説明のために福井入りをした。

国の方向性として地元了承を取り付けつつ、日本中の原発がいったん停止する5月5日までに原発再稼働を行おうとしたことが明らかになった。

東京電力福島原発事故の対応は不十分なままである。にもかかわらず拙速な再稼働実施はあってはならない。また、大飯原発の再稼働をきっかけに、安易に全国の他の原発も再稼働するのではないかと考える。そのことは住民の生命・財産を守る立場にある私たち首長にとっては耐え難いことである。

まず必要なのは原発政策全体をどうするか議論であり、危険性を少しでも回避するために、福井県に隣接する滋賀県嘉田知事・京都府山田知事の発表した7項目の提言、大阪府市本部が提言している「再稼働にあたっての8カ条」に賛意を表明する。

私たちは大飯原発など原発再稼働については拙速に陥らず、地元自治体・住民の合意形成を求めることをここに決議する。

新しいエネルギー基本計画で原発ゼロとなる決定を求める決議

私たちは住民の生命・財産を守る首長の責務をはたし、安全な社会を実現するためにできるだけ早期に原発をゼロにするという意志を持っている。

現在、政府は東日本大震災及び原発事故を受けて、現行のエネルギー基本計画を白紙から見直し、2012年夏を目途に新しいエネルギー基本計画を策定すべく検討を行っている。私たちは見直し作業を歓迎し、地域での実態把握や実践を積み重ねる決意をもって応援するものである。

今必要なのは、原発をゼロにするという大局的な政策的判断をもとに具体的な政策群を積み重ね、国も地方も知恵を絞ることである。

そこで私たちはメンバー間の最低限の一致点として、以下を決議する。

・2012年夏に制定される新しいエネルギー基本計画において、原発ゼ

ロ

となる決定を政府に求める。

2012年4月28日脱原発をめざす首長会議 集会参加者一同

<取り組みのテーマ>

- (1) 原発の実態を把握する(福島原発事故の実態を把握、原価、核燃料サイクル、最終処分場等)。
- (2) 原発ゼロに至るまでの行程を明確にする。
- (3) 地域での再生可能なエネルギーを推進する具体策を作る。
- (4) 世界との連携を通じて情報を共有する。
- (5) 子どもや食品など家庭生活に直結する問題について積極的に支援を行う。
- (6) 福島への支援を行う。

「脱原発をめざす首長会議」設立総会後の記者会見で発言する福島県南相馬市の桜井勝延市長(前列左から2人目)＝28日、東京都品川区で



「住民のため」思いつなぐ

国変える ■東京がブレーキを ■再生エネ努力

脱原発首長会議

経済人らも エール送る

二十八日発足した「脱原発をめざす首長会議」。東京都内で開かれた設立総会では原発に頼らず、自然エネルギーを推進していくことを決断した首長たちが脱原発への思いをつないだ。(〇面参照)

設立総会に出席した主な首長らのコメントは次の通り。

コメント
田島公子・埼玉県越生町 佐藤栄佐久・前福島県知事 原発は必要だから安全だというのが日本の論理。一年以上たっても反省していない。

茨城県かすみがうら市の宮嶋光昭市長は一九九九年、東海村の核燃料加工工場ジェー・シー・オー(JCO)東海事業所で起きた国内初の臨界事故による風評被害で、経営する牧場の牛肉が買いたたかれた。「東海第二原発は絶対、動かしたらだめ。住民のために自然エネルギーを推進するべきだ」と訴えた。

福島県南相馬市の桜井勝延市長は、市民七

セルを踏んでいきたい。加藤憲一・神奈川県小田原市長 足柄茶から放射性セシウムが検出され、大打撃を受けた。再生可能エネルギーを持つ努力をしている。

万一千人のうち六万人以上が避難を余儀なくされ、今も二万五千人が市内に戻れない状況を説明し、原発推進からの転換を訴えた。

政府に対し声を上げた首長たちに、会場からエールも相次いだ。「エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議」の鈴木悌介代表は「会議の設立は心強い。連携して再生可能エネルギーの需給体制を地域につくっていききたい」と呼び

た静岡県湖西市の三上元市長は「大飯原発が動く前に発足させたかった」と胸をなで下ろした。「市長として発言していいものか」悩んだ末、広げられない脱

る力になる」と声を弾